

体罰根絶に係る緊急アピール

平成二十五年度、道内の市町村立の小中学校と道立の高等学校や特別支援学校において、四十六件の体罰事案が確認された。そのうち十八件は、児童生徒や保護者へのアンケート調査によって発覚したものである。

平成二十四年度において、大阪市立桜宮高等学校における体罰問題を発端に、全国調査が行われ、九十件もの体罰が本道で明らかになった。このことから北海道小学校長会・北海道中学校長会では、平成二十五年度の総会・研修会において「いじめ・不登校のない学校づくりと体罰根絶に係る決議」を採択し、教職員の意識改革を図りながら、体罰根絶に向け、全道一体となって取り組んできた。

平成二十五年度の本道における体罰の実態を、校長会として厳しく受け止め、危機意識を共有することが重要と考える。校長として、今一度、教職員による体罰の根絶において、体罰は違法行為であるという認識のもと、教職員の意識改革や一層の自覚を促す指導をあらためて徹底する必要がある。

また、「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」などの研修資料を活用し、力によらない指導や子どもの心に働きかける指導ができるよう教職員の指導力を高めるとともに、人権意識を涵養しつつ、同僚性を基盤とした組織体制の構築が急務である。

各地区校長会において、平成二十五年度の本道の実態に対する危機意識を共有するとともに、教職員の研修を充実し、体罰根絶に向けた取組をより一層強化するようお願いする。

平成二十六年五月二十七日

北海道小学校長会
北海道中学校長会